

沖管 0 0 2 4 7 1  
平成 2 5 年 2 月 2 7 日

沖 縄 県 医 師 会  
会 長 宮 城 信 雄 殿

社会保険診療報酬支払基金沖縄支部  
支 部 長 中 原 和 也

平成 2 5 年度における診療報酬等の納入期日  
及び支払日について

平素は、支払基金業務の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 5 年度における診療報酬等の納入期日及び支払日については、別紙のとおり予定していますので、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各保険医療機関には、広報誌等をもってお知らせいたしますことを念のため申し添えます。

## 平成25年度における診療報酬等の納入期日及び支払日予定表

|             | 18日 | 19日  | 20日  | 21日  | 22日 | 23日 | 24日 |
|-------------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|
| 25年4月<br>注3 |     | 納入期日 | 土    | 日    | 支払日 |     |     |
| 5月<br>注1    | 土   | 日    | 納入期日 | 支払日  |     |     |     |
| 6月<br>注1    |     |      | 納入期日 | 支払日  | 土   | 日   |     |
| 7月<br>注3    |     | 納入期日 | 土    | 日    | 支払日 |     |     |
| 8月<br>注1    | 日   |      | 納入期日 | 支払日  |     |     | 土   |
| 9月<br>注2    |     | 納入期日 | 支払日  | 土    | 日   | 祝日  |     |
| 10月<br>注4   |     | 土    | 日    | 納入期日 | 支払日 |     |     |
| 11月<br>注1   |     |      | 納入期日 | 支払日  |     | 祝日  | 日   |
| 12月<br>注2   |     | 納入期日 | 支払日  | 土    | 日   | 祝日  |     |
| 26年1月<br>注1 | 土   | 日    | 納入期日 | 支払日  |     |     |     |
| 2月<br>注1    |     |      | 納入期日 | 支払日  | 土   | 日   |     |
| 3月<br>注2    |     | 納入期日 | 支払日  | 祝日   | 土   | 日   |     |

※ 診療報酬等には、特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等に係る費用も含まれます。

注1 納入期日20日・支払日21日

注2 納入期日19日・支払日20日(21日・22日が銀行の休日)

注3 納入期日19日・支払日22日(20日・21日が銀行の休日)

注4 納入期日21日・支払日22日(20日が銀行の休日)

## 参 考

### 平成 2 5 年度診療報酬等の納入期日及び支払日について

#### 1 基本的考え方

- (1) 納入期日は、原則 2 0 日とします。  
ただし、2 0 日以降銀行の休日が続く場合は、1 9 日の設定もありうる  
こととします。
- (2) 支払日は、原則 2 1 日とします。  
ただし、当該日が銀行の休日に当たる場合は、2 2 日までとして設定し  
ます。なお、1 9 日から 2 2 日までの間において銀行の休日が 3 日間該  
当する月にあっては、2 3 日の支払日の設定もありうることとします。
- (3) 前(1)及び(2)の設定に当たって  
銀行の休日が 1 9 日から 2 3 日まで続く場合は、1 8 日を納入期日、  
2 4 日を支払日とすることとします。(平成 21 年度実施)

#### 2 平成 2 5 年度診療報酬等納入期日及び支払日について

別紙予定表のとおりとし、各月の考え方は以下のとおりです。

- (1) 5 月・6 月・8 月・1 1 月・1 月・2 月については、納入期日及び支払  
日共に銀行の休日に該当しないことから、2 0 日を納入期日、2 1 日を  
支払日とします。
- (2) 9 月・1 2 月・3 月については、納入期日である 2 0 日は銀行の休日と  
なっていないが、2 1 日及び 2 2 日が銀行の休日に該当し、2 2 日までに  
支払う取扱いから、1 9 日を納入期日、2 0 日を支払日とします。
- (3) 4 月・7 月は、納入期日である 2 0 日が銀行の休日に当たり、翌日 2 1  
日も休日であるため 1 9 日を納入期日、2 2 日を支払日とします。
- (4) 1 0 月は、納入期日である 2 0 日が銀行の休日に当たり、前日 1 9 日も  
休日であるため 2 1 日を納入期日、2 2 日を支払日とします。

※ 診療報酬等には、特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等に係る  
費用も含まれます。